

香川県報



第 80 号

平成 15 年

10月10日(金曜日)

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十五年十月十日

香川県知事 眞鍋 武 紀

目次

告 示

（●印は、県法規集掲載事項） ページ
 ○青少年・男女共同参画課

- 有害図書 の 指定 (長寿社会対策課) 一
- 介護保険法の規定による事業者及び施設の指定 (障害福祉課) 二
- 身体障害者福祉法の規定による事業者の指定 () 三
- 知的障害者福祉法の規定による事業者の指定 (土木監理課) 四
- 公有水面埋立工事の竣功認可 () 五
- 土地収用法の規定による事業の認定 (道路保全課) 四
- 道路の区域変更 () 四
- 道路の供用開始 () 四
- 海岸保全区域の指定（二件） (港 湾 課) 五

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民参画課) 八
- 土地改良事業の適否決定 (土地改良課) 八
- 土地改良事業計画変更の適否決定（二件） () 八
- 土地改良区の役員の就退任の届出 () 九
- 土地改良区の役員の住所変更の届出 () 九
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 九

監査委員公表

- 監査結果に基づく措置の公表（三件）

告 示

●香川県告示第五百六十九号

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
159	平成十五年十月十日	雑誌	ザ・ベスト MAGAZINE No.233 10月号	14003-10	（株）ベストセラーズ	内容が著しく性的感情を刺激し、又は粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
160		"	おとなの特選街 No.151 10月号	12203-10	"	
161		"	MerFre BOMBER NUMBER-029 10月号	08513-10	"	
162		"	ザ・ベスト MAGAZINE special NUMBER-123 10月号	14077-10	"	
163		"	THE POWERFUL VOL.10 別冊G O N I 10 / 1 増刊	18186-10	ニッポン出版（株）	
164		"	KETTAI BANDITS vol.28 10月号	13319-10	"	
165		"	Dr. ビカソ No.103 10月号	06635-10	（株）バウハウス	
166		"	GOKUH No.147 10月号	03797-10	"	
167		"	DVD MAGAZINE エキサイティング！極技	61810-71	英知出版（株）	
168		"	ビデオボーイ No.234 10月号	07679-10	"	
169		"	ホイップ No.45 10月号	08169-10	（株）コアマガジン	
170		"	パソコンパラダイス vol.137 10月号	07483-10	（株）メディアアックス	

171	”	”	”	”	”	”	”	”	”
172	”	”	”	”	”	”	”	”	”
173	”	”	”	”	”	”	”	”	”
174	”	”	”	”	”	”	”	”	”
175	”	”	”	”	”	”	”	”	”
176	”	”	”	”	”	”	”	”	”
177	”	”	”	”	”	”	”	”	”
178	”	”	”	”	”	”	”	”	”
179	”	”	”	”	”	”	”	”	”

●香川県告示第五百七十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第四十八条第一項第三号の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成十五年十月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七一―一六 一〇七四五	介護保険 事業所番号	事業所（施設）の 名称及び所在地	申請者（開設者）の 名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの 種類
		医療法人社団たけお会 岩佐病院	医療法人社団たけお会 理事長 岩佐隆文	平成十五年 十月一日	介護療養 型医療施

三七七〇一 〇二六一八	仲多度郡琴平町榎井七 七五	マオカ病院・介護支援 センター 高松市瓦町一丁目二 番地四五マオカ病院内 ・四F	医療法人社団弘徳会 理事長 満岡文弘 高松市瓦町一丁目二 番地四五マオカ病院内 ・四F	”	居宅介護 支援
三七七〇一 〇二六二六	グループホームそよ風 高松市多肥上町五〇四 番二	有限会社そよ風 代表取締役 中川匡 高松市福岡町三丁目一 五番三八号	有限会社そよ風 代表取締役 中川匡 高松市福岡町三丁目一 五番三八号	”	痴呆対応 型共同生 活介護
三七七〇五 〇〇三八一	ケアセンター風生観音 寺 観音寺市瀬戸町三丁目 二―一四	有限会社ケアセンター 風生 代表取締役 井村艶子 高松市御厩町六四九番 地	有限会社ケアセンター 風生 代表取締役 井村艶子 高松市御厩町六四九番 地	”	訪問介護
三七七一一五 〇〇六八七	ナーシングホームあい む 綾歌郡国分寺町新名四 八二―一	社会福祉法人椋会 理事長 高島敏史 綾歌郡国分寺町新名五 二〇―一	社会福祉法人椋会 理事長 高島敏史 綾歌郡国分寺町新名五 二〇―一	”	特定施設 入所者生 活介護

●香川県告示第五百七十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年十月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七〇〇〇一 一〇〇九四一 三〇	指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
		特別養護老人ホーム ムリベラルサンシ ヤイン	社会福祉法人サン シャイン会 小豆郡池田町大字	平成十五年 十月一日	身体障害者短期 入所

小豆郡池田町大字 蒲生字東脇甲三五 〇番地	蒲生字東脇甲三五 〇番地
-----------------------------	-----------------

●香川県告示第五百七十二号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年十月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇九三一 四九	グループホームの ぞみ さぬき市長尾名一 〇四番地四	社会福祉法人長尾 福祉会 さぬき市昭和一〇 三二番地	平成十五年 十月一日	知的障害者地域 生活援助

●香川県告示第五百七十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣工を認可した。
その関係図書は、さぬき市建設部用地課において平成十五年十月十日から十年間閲覧に供する。

平成十五年十月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 竣工認可年月日
平成十五年十月一日
- 二 竣工認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
さぬき市
さぬき市志度五三八五番地三
さぬき市長 赤澤申也
- 三 埋立区域

- 1 位置
さぬき市志度字午ノ背四六一四番六四地先公有水面（通称津村中池）の一部
- 2 区域
別図のとおり
- 3 面積
六八四・七九平方メートル

四 埋立免許の年月日及び番号

- 1 免許年月日
平成五年十月六日
- 2 免許番号
五監A第一〇七号

●香川県告示第五百七十四号

（「別図」は、省略する。）
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成十五年十月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 起業者の名称
三野町
- 二 事業の種類
史跡宗吉瓦窯跡整備事業
- 三 起業地
1 収用の部分
三豊郡三野町大字吉津字宗吉地内
2 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
平成十五年八月二十二日付けで三野町より申請のあった史跡宗吉瓦窯跡整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について
 本件事業は、土地収用法第三十二条に掲げる地方公共団体が設置する公園その他公共の用に供する施設に該当するため、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について
 本件事業の起業者である三野町は、すでに用地取得に必要な財源措置を講じているので、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について
 ① 本件事業は、「宗吉瓦窯跡」を活用して、その周辺地に、史跡の学習理解が深められる展示解説を行うガイダンス施設ゾーン及び古代植生の復元、景観の保全等を行い町民にレクリエーションの場を提供する史跡活用ゾーンの整備を行うことをその内容としている。
 本件事業の施行により、児童生徒の校外学習に活用できるのみならず、広く一般住民に生涯学習やレクリエーションの場を提供することが可能となることから、本件事業の施行により得られる利益は相当程度高いものと認められる。
 ② 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察すると、本件事業の起業地に民家等の建物がないことから、本件事業が地域社会に与える影響は小さいものと思われる。また、起業地の相当部分には古代植生の復元のための植栽が行われることから、本件事業による周辺環境への影響は極めて小さいものと思われる。
 よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。
 ③ 本件事業計画が史跡の存在を前提とし、その価値を十分に活用することを目的としたものであることを考慮すると、起業地は史跡周辺地に位置する必要がある。起業地の具体的な選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件に基づき検討を行った結果、史跡周辺地においてこれらの条件を満たす用地を起業地として選定していることから、起業地を本件事業に用いることは相当であると判断される。

④ また、本件事業の起業地の範囲は、必要最小限に限定されていると認められる。
 ①から③までに述べたことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断

4 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について
 本件事業は、町民の生涯学習やレクリエーションのニーズに答え、また史跡宗吉瓦窯跡の景観の復元と保全のために行うものであり、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論
 1から4までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。
 以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
 三野町教育委員会教育課

●香川県告示第五百七十五号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十月十日から同月三十一日まで一般の縦覧に供する。
 平成十五年十月十日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）
 二 路 線 名 高松長尾大内線（十号）
 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市木太町字中村一六五七番一 地先から	前	八・〇	一五〇	香川中央都市計画道路 事業による 現道拡幅
		一五・八		

高松市木太町字中村一六七六番一 地先まで	後	八・四 } 二二・〇	一五〇
-------------------------	---	---------------	-----

●香川県告示第五百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十月十日から同月三十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年十月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路 線 名 田面富田西線（二百六十四号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市大川町田面字八幡口三三六〇番二 地先から さぬき市大川町田面字八幡三四五二番二地 先まで	三・〇 } 一九・〇	四六〇	平成八年香 川県告示第 五百十七号 で変更した 区域

四 供用開始の期日 平成十五年十月十日

●香川県告示第五百七十七号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

昭和三十五年香川県告示第八十九号（海岸保全区域の指定）の表のうち、讃岐阿波の部三本松港の款須賀の項は、当該指定を廃止するので、同告示を改正し削除する。

平成十五年十月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	三本松	須賀	<p>一 指定場所 東かがわ市湊字上所一九七の二五番地に接する無番地から東かがわ市三本松一の二番地に接する無番地まで</p> <p>二 指定区域 基点一から基点五四までを順次に結んだ線、基点五四と補助点七とを結んだ線、補助点七から補助点一までを順次に結んだ線及び補助点一と基点一とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>三 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。）</p> <p>基点一 三等三角点湊村（北緯三四度一五分二・二一秒、東経一三四度二分二七・九五秒）から三三四度四一分〇〇秒、三三六・六八メートルの地点</p> <p>基点二 基点一から三三七度〇五分一〇秒、四・四〇メートルの地点</p> <p>基点三 基点二から三一一度三九分〇〇秒、五・二五メートルの地点</p> <p>基点四 基点三から二九一度四二分一〇秒、二〇・六五メートルの地点</p> <p>基点五 基点四から二六一度一八分三〇秒、一五・〇メートルの地点</p> <p>基点六 基点五から二五八度二分五〇秒、一九・八八メートルの地点</p> <p>基点七 基点六から二五一度二六分三〇秒、一五・三〇メートルの地点</p> <p>基点八 基点七から二四七度〇四分二〇秒、五四・六四メートルの地点</p> <p>基点九 基点八から三三七度一四分五〇秒、一・三二メートルの地点</p> <p>基点一〇 基点九から二四七度〇三分三〇秒、一〇・三三メートルの地点</p> <p>基点一一 基点一〇から二五一度二分四〇秒、</p>

基点二二 三二・三八メートルの地点
 基点一一 基点一一から一九二度四二分一〇秒、
 一六・五一メートルの地点
 基点二三 基点一二から一七七度四九分〇〇秒、
 一六・九六メートルの地点
 基点二四 基点一三から二六四度五一分三〇秒、
 二五・〇〇メートルの地点
 基点二五 基点一四から三五一度〇八分〇〇秒、
 七・八六メートルの地点
 基点二六 基点一五から三三三度四八分四〇秒、
 一・〇二メートルの地点
 基点二七 基点一六から二八一度四五分五〇秒、
 二・四五メートルの地点
 基点二八 基点一七から二七二度二分〇〇秒、
 七・三二メートルの地点
 基点一九 基点一八から二五六度一〇分一〇秒、
 一三・四六メートルの地点
 基点二〇 基点一九から二四四度四一分一〇秒、
 九・四〇メートルの地点
 基点二二 基点二〇から二三七度四六分五〇秒、
 六九・六六メートルの地点
 基点二二 基点二二から二四一度一三分一〇秒、
 二〇・〇〇メートルの地点
 基点二三 基点二二から二四四度三六分一〇秒、
 三二・〇二メートルの地点
 基点二四 基点二三から二四六度五〇分五〇秒、
 二一・四〇メートルの地点
 基点二五 基点二四から二五五度三四分二〇秒、
 一一・三〇メートルの地点
 基点二六 基点二五から二六二度五八分二〇秒、
 八・八〇メートルの地点
 基点二七 基点二六から二六七度一二分二〇秒、
 五一・三二メートルの地点
 基点二八 基点二七から二六七度五六分四〇秒、
 一二六・二〇メートルの地点
 基点二九 基点二八から二七六度〇〇分四〇秒、

基点三〇 三四・七九メートルの地点
 基点二九 基点二九から二七七度〇四分四〇秒、
 五一・七五メートルの地点
 基点三一 基点三〇から二七二度三三分二〇秒、
 五・七九メートルの地点
 基点三二 基点三一から二七七度五六分五〇秒、
 二一・六七メートルの地点
 基点三三 基点三二から二七八度三三分一〇秒、
 一・五三メートルの地点
 基点三四 基点三三から一八九度三〇分三〇秒、
 〇・六〇メートルの地点
 基点三五 基点三四から二七八度一五分〇〇秒、
 八・四〇メートルの地点
 基点三六 基点三五から二八三度二五分二〇秒、
 三・二二メートルの地点
 基点三七 基点三六から二八五度三九分五〇秒、
 九・三四メートルの地点
 基点三八 基点三七から二八二度一分〇〇秒、
 一一・六二メートルの地点
 基点三九 基点三八から二八三度〇七分四〇秒、
 四八・七六メートルの地点
 基点四〇 基点三九から二八四度五五分五〇秒、
 四五・六八メートルの地点
 基点四一 基点四〇から二八五度四二分一〇秒、
 七・九九メートルの地点
 基点四二 基点四一から二八六度三八分四〇秒、
 一〇・八六メートルの地点
 基点四三 基点四二から一六度〇一分三〇秒、一
 〇〇メートルの地点
 基点四四 基点四三から二八六度〇二分二〇秒、
 一六・三七メートルの地点
 基点四五 基点四四から二八六度五七分〇〇秒、
 四五・一〇メートルの地点
 基点四六 基点四五から二八七度二分〇〇秒、
 三四・四〇メートルの地点
 基点四七 基点四六から二八七度二八分五〇秒、

基点四八	七三・九八メートルの地点 基点四七から二九二度二六分一〇秒、 一〇・〇九メートルの地点
基点四九	基点四八から二九七度四四分〇秒、 一〇・五〇メートルの地点
基点五〇	基点四九から三〇七度一分〇〇秒、 一八・五六メートルの地点
基点五一	基点五〇から三二一度五四分三〇秒、 一六・〇六メートルの地点
基点五二	基点五一から三三二度二分五〇秒、 一三・九二メートルの地点
基点五三	基点五二から三三八度二分〇〇秒、 四七・七八メートルの地点
基点五四	基点五三から三五三度〇九分四〇秒、 一〇・四五メートルの地点
補助点一	基点一から一九度一分〇〇秒、一五 五・三六メートルの地点
補助点二	基点六から〇度四三分二〇秒、一八九 ・七八メートルの地点
補助点三	基点一八から三四六度三三分三〇秒、 二〇七・一九メートルの地点
補助点四	基点二四から三四七度三一分二〇秒、 一九〇・〇四メートルの地点
補助点五	基点三一から四度五九分一〇秒、一八 三・六七メートルの地点
補助点六	基点五四から一度一三分二〇秒、一 二七・〇三メートルの地点
補助点七	基点五四から三三九度三九分一〇秒、 六〇・〇〇メートルの地点

●香川県告示第五百七十八号
海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次の
とおり指定する。

昭和四十年香川県告示第六百十二号（海岸保全区域の指定）の表のうち、燧灘の部観音
寺港の款有明の項は、当該指定を廃止するので、同告示を改正し削除する。

平成十五年十月十日

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
燧灘	観音寺	有明	一 指定場所 観音寺室本町字新地一三二〇の二番地から観音 寺市有明町甲四〇三九の六番地まで 二 指定区域 基点一から基点五までを順次に結んだ線、基点一 と補助点一とを結んだ線、補助点一から補助点四を 順次に結んだ線、補助点四と基点五とを結んだ線に より囲まれた区域 三 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系によ り、角度の表示は、真方位とする。） 基点一 三等三角点琴弾山（北緯三四度七分五十六 ・二七秒、東経一三三度三十八分四一・三三 秒）から三三三度五五分五四秒、六七六・ 三三メートルの地点 基点二 基点一から一八九度二八分二秒、六五 六・〇四メートルの地点 基点三 基点二から一九三度三九分一二秒、一二 二・〇三メートルの地点 基点四 基点三から二五一度三七分四八秒、一八 六・五七メートルの地点 基点五 基点四から一六三度三二分二四秒、一七 七・〇八メートルの地点 補助点一 基点一から二八八度〇六分三三秒、六 〇・六九メートルの地点 補助点二 基点一から二八〇度三九分〇六秒、四 四九・五〇メートルの地点 補助点三 基点四から二九三度三二分五八秒、三 〇九・一六メートルの地点 補助点四 基点五から二五三度三二分三三秒、一 〇〇・〇〇メートルの地点
港	有明		

公 告

役員の種類	氏名	住	所	就任年月日
二 就任した役員	矢野 茂	〃	岡田下四一四番地	〃
	澤野 憲一	〃	岡田西一〇三番地	〃
	大西 健一	〃	〃 一〇〇六番地第一	〃
	平尾 延男	〃	〃 八九六番地一二	〃
監事	永森 茂雄	〃	岡田下一五三番地五	〃
	大林 敏明	〃	岡田上二〇六三番地第二	平成一四、一二、二五
	村山 好明	〃	岡田西三五番地	平成一五、五、六

役員の種類	氏名	住	所	就任年月日
理事	岩崎 勳	綾歌郡綾歌町岡田上五五四番地		平成一五、八、九
	中田 進	〃	〃 二二二八番地	〃
	大林 俊春	〃	〃 一五四八番地	〃
	山本 勝	〃	〃 五七番地	〃
	岩崎 正則	〃	〃 一一四二番地	〃
	横関 薫	〃	〃 八四六番地一	〃
	矢野 茂	〃	岡田下四一四番地	〃
	平尾 延男	〃	岡田西八九六番地一二	〃
	平尾 通博	〃	〃 八七〇番地	〃
	香川 俊春	〃	〃 一三九三番地	〃
監事	鎌田 茂好	〃	岡田上四三七番地	〃
	馬淵 英憲	〃	岡田下一五五番地一	〃
	大西 長造	〃	岡田西一〇一五番地	〃

●香川県公告第五百九十九号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、綾歌町打越池土地改良区から役員住所の変更について次のとおり届出があった。
 平成十五年十月十日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

後の別種	氏名	住	所
変更前	理事 児寺 信夫	綾歌郡綾歌町岡田上一八六九番地二	
変更後	理事 児寺 信夫	綾歌郡綾歌町岡田上六九八番地四九	

●香川県公告第六百号
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。
 平成十五年十月十日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 坂出市高屋町字川西下一四九八―三及び一五〇〇―一一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 坂出市林田町一八四八番地二
 三野 健一

監査委員公表

●香川県監査委員公表第43号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
 平成15年10月10日
 香川県監査委員 鎌田 守 恭
 同 名 和 基 延
 同 石 川 綱 治
 同 廣 瀬 員 義

1	監査対象部局	政策部及び出納局	
2	監査対象年度	平成14年度	
3	措置の状況		
	監査の結果（対象機関）		措置の状況
	指導注意事項	ア 占用料の収入事務について	

<p>占用許可の期間が前年度以前から継続している道路占用料については、平成14年4月30日までに徴収しなければならぬにもかかわらず、事務処理が遅延し、納入通知書の発行がその期限を超えていた。(小豆総合事務所)</p> <p>イ 超過勤務手当の支給について (ア) 週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更を週を越えて行ったが、勤務を要することとなった日の属する週にある休日に休日給が支給されているため、休日給が支給された時間を差し引いて支給割合100分の25の超過勤務手当を支給しなければならぬにもかかわらず、これを差し引かずに支給しているので、正當額との差額分を返納させる必要がある。(政策課)</p> <p>(イ) 半日勤務時間の割振り変更を行い、勤務を割り振られた4時間を超えて勤務した場合には、4時間を超える時間については、支給割合100分の125の超過勤務手当を支給すべきであるにもかかわらず、誤って支給割合100分の135の超過勤務手当を支給しているので、正當額との差額分を返納させる必要がある。</p>	<p>今後は、県道路路占用料条例の規定に従い、適正に処理する。</p> <p>平成15年9月分の給与支給時に返納済みである。</p> <p>平成15年9月分の給与支給時に返納済みである。 また、平成15年9月分の給与支給時に追加支給した。</p>
<p>また、半日勤務時間の割振り変更を週を越えて行ったが、勤務した4時間について支給割合100分の25の超過勤務手当を支給しなければならぬにもかかわらず、支給していないので、追給する必要がある。(小豆総合事務所)</p> <p>ウ 旅費の支給について 定期券による公共交通機関利用の通勤手当の支給を受けている職員について、その経路に通勤定期の通用区間を含む出張を命じ、旅費計算に当たって通勤手当との調整が必要であったにもかかわらず、調整をせず誤った額の旅費を支給しているので、正當額との差額分を返納させる必要がある。(小豆総合事務所)</p> <p>エ 賃金の支給について (ア) 日々雇用職員の賃金の支給に当たり、出勤日数を誤って算定しているので、正當額との差額分を返納させる必要がある。(広聴広報課)</p> <p>(イ) 日々雇用職員の期末賃金の支給に当たり、欠勤があるにもかかわらず、支給割合を誤って算定しているので、正當額との差額分を返納させる必要がある。(県民参画課)</p>	<p>平成15年9月に返納済みである。</p> <p>平成15年9月に返納済みである。</p> <p>平成15年5月に返納済みである。</p>

●香川県監査委員公表第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成15年10月10日

1	監査対象部局	総務部	香川県監査委員	鎌田守恭
2	監査対象年度	平成14年度	同	名和基延
3	措置の状況		同	石川稠治
			同	広瀬員義

指導注意事項	監査の結果（対象機関）	措置の状況
ア 預金利息の収入事務について 資金前渡職員の預金口座に2 円の預金利息が生じていたが、 その後の事務処理を怠り、県へ の収入手続を執っていないかっ た。（国際課） イ 行政財産の目的外使用許可に 係る管理諸経費の収入事務につ いて ウ 旅費の支給について	預金利息について、会計規則に 基づき、平成15年6月12日に収入 手続を行った。	正当な積算額に基づき減額測定 を行い、差額分を平成15年5月に 戻出した。

<p>(ア) 県費負担を伴う会議におい て、職員の個人負担を伴わず に昼食が提供されたため日当 を減額調整しなければならな いにもかかわらず、減額され ていないので、日当の2分の 1相当額を返納させる必要が ある。（総務学事課） (イ) 定期券による公共交通機関 利用の通勤手当の支給を受け ている職員について、その経 路に通勤定期の通用区間を含 む出張を命じ、旅費計算に当 たって通勤手当との調整が必 要であったにもかかわらず調 整をせず誤った額の旅費を支 給しているので、正当額との 差額分を返納させる必要があ る。（統計調査課） エ 扶養手当の支給について 別居の祖母を扶養親族として 認定する場合には、収入状況に 関する証明書等同居の場合に必 要とされる書類に加え、別居の 理由及び扶養の方法を具体的に 記載した書類の提出を求めるこ ととしているが、運用上の要件 である祖母への仕送り額が、祖 母の収入額全体の3分の1以上 であることについての確認など がなされていないものが見受け られたので、支給要件を十分確 認し、必要に応じて適切な措置</p>	<p>出張内容の把握が不十分であっ たため、旅費支給を誤っていた。 今回の指導を受け、直ちに出張 した職員に対し返納通知を行い平 成15年5月21日に当該職員から返 納されている。 県外出張において、その経路の 確認が不十分であったため、旅費 支給を誤っていた。 今回の指導を受け、直ちに出張 した職員に対し返納通知を行い、 平成15年5月2日に当該職員から 返納されている。</p>
---	--

<p>を講じる必要がある。(東讃県 税事務所)</p> <p>オ 通勤手当の支給について 自転車で通勤する職員の通勤手当の支給に当たり、通勤距離の入力を誤ったため、通勤手当が支給されていないものが見受けられた。(危機管理課)</p> <p>カ 超過勤務手当の支給について (ア) 週休日に新たに勤務時間の割振りを行い、週を越えて勤務を要しない時間を定めたため、割り振った勤務時間に対し100分の25の割合で超過勤務手当を支給したが、異なる週に属する週休日の勤務時間の割振り変更により、初めに新たに勤務時間を割り振った週において勤務を要しない日又は時間が定められたことから、結果的に当該週の勤務時間が40時間を超えなかったため、100分の25の割合で支給した超過勤務手当相当額を返納させる必要がある。(総務学事課、税務課)</p> <p>(イ) 同一週において勤務時間の割振り変更を行ったため、週の勤務時間が40時間を超えていないにもかかわらず、週休日に新たに勤務を命じた時間に対し、誤って100分の25の割合で超過勤務手当を支給し</p>	<p>入力訂正を行い、6月に追給を行った。</p> <p>制度の理解が不十分であったため支給を誤っていた。 今回の指導を受け、平成15年6月分の給与支給に際し精算を行い、返納されている。(総務学事課)</p> <p>関係帳簿の確認が不十分であったため、支給を誤っていた。 今回の指導を受け、平成15年6月分の給与支給に際し精算を行い、返納されている。(税務課)</p> <p>制度の理解が不十分であったため勤務時間の割振り及び超過勤務手当の支給を誤っていた。 今回の指導を受け、平成15年6月分の給与支給に際し精算を行い、返納及び追給されている。(総務学事課)</p>	<p>ていたので、支給した超過勤務手当相当額を返納させる必要がある。</p> <p>また、休日に勤務を命じた場合に、誤って勤務時間の割振り変更の処理を行い、超過勤務手当を支給していたので、超過勤務手当相当額の返納をさせるとともに、代休を与えることができなかった勤務時間に対し100分の135の割合で休日給を追給するとともに、休日給が支給される正規の勤務時間を超える時間に対し100分の135の超過勤務手当を追給する必要がある。(総務学事課、行政企画課)</p> <p>(ウ) 週休日に新たに勤務時間の割振りを行った場合、割り振った8時間の勤務時間を超えた時間に対しては100分の125の割合で超過勤務手当を支給しなければならず、また、当日の午前0時から午前5時までの間に勤務をしたときは、その時間に対し100分の150の割合で超過勤務手当の支給をしなければならず、にもかかわらず、それぞれ100分の135及び100分の160の割合で支給していたため、正当額との差額分を返納させる必要がある。(危機管理課)</p>	<p>誤って支給していた100分の25の超過勤務手当を返納させた。</p> <p>また、代休指定の処理を誤って勤務時間の割振り変更と同様の処理を行ったため支払っていた100分の25の超過勤務手当も返納させた。(行政企画課)</p> <p>振替を行った超過勤務手当の精査を行い、過払が生じているものについて、6月に返納を受けた。</p>
---	--	--	---

	<p>(エ) 週休日に新たに勤務時間の割振りを行った場合、割り振った8時間の勤務時間を超えた時間に対しては100分の125の割合で超過勤務手当を支給しなければならぬにもかかわらず、100分の135の割合で支給していたため、正当額との差額分を返納させる必要がある。</p> <p>また、その勤務時間の割振り変更に当たり、週を越えて勤務を要しない時間を定めた者については、割り振った勤務時間に対し100分の25の割合で超過勤務手当を支給しなければならぬにもかかわらず、支給していなかったため、追給する必要がある。(秘書課)</p> <p>キ 賃金の支給について 日々雇用職員の賃金の支給に当たり、出勤日数を誤って算定したため、正当額との差額分を返納させる必要がある。(法務文書課)</p>	<p>平成15年6月分給与で、追給及び戻入の処理をした。</p> <p>平成15年5月23日に、当該日々雇用職員に賃金正当額との差額分を返納させた。</p>	<p>収確保対策を講じる必要がある。(税務課)</p> <p>イ 諸手当等庶務事務の適正化について 諸手当及び旅費の支給に関する誤りが、各部署にわたって多数見受けられた。 超過勤務手当、旅費等の支給事務については、制度の周知が行われ、届出について再確認の指示がなされているところでは</p> <p>り、預貯金・給与等の差押えや差押不動産の公売のほか、夜間・休日の窓口開設を行うなど徴収対策の一層の充実強化に取り組んでいる。</p> <p>このうち、差押えについては、平成14年度には1,098件の差押えを行い、そのうち、差押え後の任意納税を含め、81百万円余を徴収した。</p> <p>今年度からは、新たに、自動車本体の差押えを実施するほか、滞納発生から差押えに至る期間を半年程度にまで大幅に短縮することとしており、滞納処分搜索に対する警察との協力体制も整えた。</p> <p>また、収入未済額の約43パーセントを占める個人県民税については、地方税法により徴収事務を委託している市町に対し、共同催告、共同徴収などの支援を行っているが、新たに県が直接徴収を実施するなど、今後さまざまな支援を検討していきたい。</p> <p>ここ数年来、諸手当及び旅費の取扱いについては、通知などで周知を図っているところであるが、今後、より一層の事務処理の適正化を図るために、わかりやすいQ&Aを作成し、所属に周知するとともに、行政企画課のホームページ</p>
<p>検討指示事項</p>	<p>ア 県税の収入未済額について 県税については、自動車税の滞納者に対して積極的に差押えを行うなど、徴収に努めているが、依然として多額の収入未済額があり、引き続き効果的な徴</p>	<p>県税の徴収確保は、財源確保及び税負担の公平の観点から、税務事務運営上の最重要課題の一つであり、このため、全所・全課体制での電話催告・臨戸徴収はもとよ</p>	

あるが、事務処理上の誤りが発生している状況にある。 その原因として、担当職員の理解不足や不注意はもとより、管理者の確認不足と判断されるものもある。 ついでには、担当職員等に対し実践的な研修を行うとともに、審査の充実を図るなど、同様の誤りが生じないように、効果的な対策を講じる必要がある。(行政企画課)	一ツにも掲載するなどの対策を講じていきたい。
--	------------------------

●香川県監査委員公表第45号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成15年10月10日

香川県監査委員

鎌田守 泰
同 名和基 延
同 石川 桐 治
同 廣 瀬 員 義

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成14年度
- 3 措置の状況

監査の結果(対象機関)	措置の状況
指導注意事項 ア 占用料の収入事務について (ア) 占用許可の期間が前年度以前から継続している道路占用料及び河川占用料については、平成14年4月30日までに	申請者に早く書類を提出していただくようお願いするとともに、今後は、事務の改善を図り、適正に事務処理を行う。

徴収しなければならぬにもかかわらず、納入通知書の納付期限が徴収期限を超えているものが見受けられた。(長尾土木事務所、普通寺土木事務所)

(イ) 道路占用料等を履行期限までに納付しないときは、当該履行期限後20日以内に督促状を発行しなければならぬにもかかわらず、督促状の発行が遅延しているものや督促状が発行されていないものが見受けられた。(普通寺土木事務所)

イ 証紙収入事務について

証紙により収入する特殊車両通行許可申請手数料の平成14年10月分証紙収納報告書の収納金額及び件数が誤ったものとなっており、是正が必要である。また、同手数料に係る証紙収納簿が作成されていなかった。(長尾土木事務所)

ウ 超過勤務手当の支給について

(ア) 週休日新たに勤務時間の割振りを行った場合、割り振った8時間又は4時間の勤務時間を超えた時間に対しては100分の125の割合で超過勤務手当を支給しなければならぬにかかわらず、100分の135の割合で支給していたの

特殊車両通行許可申請手数料の収納金額及び件数は、平成15年8月に修正手続済みである。

また、同手数料に係る証紙収納簿については、作成済みである。

振出土木事務所においては、平成15年8月の給与で返納済みである。

河川砂防課においては、9月の給与で返納及び追給済みである。長尾土木事務所においては、10月の給与で返納の手続を行う。

<p>で、正当額との差額分を返納させ又は追給する必要がある。(河川砂防課、長尾土木事務所、善通寺土木事務所)</p> <p>(イ) 週休日に新たに勤務時間の割振りを行い、週を越えて勤務を要しない時間を定めたため、割り振った勤務時間に対し100分の25の割合で超過勤務手当を支給したが、異なる週に属する週休日の勤務時間の割振り変更により、初めに新たに勤務時間を割り振った週において勤務を要しない日又は時間が定められたことから、結果的に当該週の勤務時間が40時間を超えなかったので、100分の25の割合で支給した超過勤務手当相当額を返納させる必要がある。(河川砂防課、坂出土木事務所)</p> <p>(ウ) 週休日に新たに勤務時間の割振りを行い、週を越えて勤務を要しない時間を定めた場合には、割り振った勤務時間に対し100分の25の割合で超過勤務手当を支給しなければならぬにもかかわらず、支給していなかったため、追給する必要がある。(河川砂防課)</p> <p>(エ) 超過勤務手当の支給に当たり、超過勤務時間の入力を誤</p>	<p>坂出土木事務所においては、平成15年8月の給与で返納済みである。</p> <p>河川砂防課においては、9月の給与で返納済みである。</p> <p>平成15年9月の給与で追給済みである。</p> <p>平成15年9月の給与で追給及び返納済みである。</p>
--	--

<p>検計指示事項</p>	<p>ア 高松港港湾施設使用料の徴収について 高松港港湾施設使用料の徴収事務委託制度の在り方については、昨年度の定期監査において検計指示事項としたところであり、現在、関係者と協議しながら多方面から検討されているところであるが、速やかに検計結果を得るよう努められたい。(港湾課)</p> <p>イ 登記事務処理の推進について 用地の未登記の解消については、計画的な取組みにより一定の改善成果は認められるものの、依然として相当の未登記件数が見受けられるので、引き続き登記事務処理の推進を図る必要がある。(土木監理課)</p> <p>ウ 廃道敷及び廃川敷の管理及び処分について 廃道敷及び廃川敷が相当数見受けられることから、その実態を的確に把握し、適切な管理及び処分の推進に努める必要がある。(道路保全課、河川砂防課)</p>	<p>港湾施設利用者の利便性の確保、使用料の徴収確保及び高松港管理事務所の人件費等徴収経費の節減などを考慮し、現在、検討を進めており、これらを踏まえ、早い時期に結論を出すことにしている。</p> <p>長尾土木事務所、坂出土木事務所及び小豆総合事務所については、過年度未登記処理専任の嘱託職員を配置し、未登記案件の処理に努めている。今後とも、各事務所の担当者を集めた過年度未登記事務処理の円滑化に努める。</p> <p>適正な管理を図るとともに、関係者との協議により、売却、貸付け、移管等の処分に努める。</p>
---------------	--	--

平成十五年十月十日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています